

下水道使用料

下水道を使用すると、流した汚水の量に応じて使用者から下水道使用料をいただくことになります。この使用料は、福崎浄化センター・排水処理施設・中継ポンプ場の運転経費や施設管理費用等にあてられます。

使用料表

【1か月・税抜】

基本使用料	従量使用料（1 m ³ あたりの単価）			
10 m ³ まで	11～20 m ³	21～60 m ³	61～210 m ³	211 m ³ ～
1,200円	145円	170円	200円	225円

※ 2か月分の使用料（税込）は裏面の早見表をご確認ください。

下水道使用料の計算方法

① 水道水だけを利用されている場合

水道の使用水量により下水道使用料を計算します。

② 井戸水だけを使用されている場合

世帯構成員1人1ヶ月7 m³として算出した水量により下水道使用料を計算します。

（例）4人世帯の場合 7 m³ × 4人 = 28 m³が使用水量となります。

③ 水道水と井戸水を併用して使用されている場合

世帯構成員1人1ヶ月3.5 m³として算出した水量に水道使用水量をあわせた水量により下水道使用料を計算します。（ただし、これにより算出した水量が家族1人1ヶ月あたり7 m³で算出した水量に満たない場合は、家族1人1ヶ月7 m³で算出した水量により下水道使用料を算定します。）

（例）4人世帯の場合 3.5 m³ × 4人 = 14 m³と

水道使用水量をあわせた水量が使用水量となります。

福崎町のキャラクター「ガジロウ」と「フクちゃん・サキちゃん」を中心に、播但線・七種の滝・もちむぎが描かれています。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



下水道使用料早見表

【2か月・消費税含む】

使用水量(m ³)	使用料(円)	使用水量(m ³)	使用料(円)	使用水量(m ³)	使用料(円)
0～20	2,640	32	4,550	44	6,570
21	2,790	33	4,710	45	6,760
22	2,950	34	4,870	46	6,950
23	3,110	35	5,030	47	7,130
24	3,270	36	5,190	48	7,320
25	3,430	37	5,350	49	7,510
26	3,590	38	5,510	50	7,700
27	3,750	39	5,670	60	9,570
28	3,910	40	5,830	70	11,440
29	4,070	41	6,010	80	13,310
30	4,230	42	6,200	90	15,180
31	4,390	43	6,390	100	17,050

【計算例】使用水量が2か月で48m³の場合

①1か月分の使用料(税抜)を算出します。

2か月48m³の半分の24m³となります。

0～10m³…基本使用料 1,200円

11～20m³…145円×10m³=1,450円

21～30m³…170円×4m³=680円

計 3,330円

②2か月分の使用料(税込)を算出します。

3,330円×2か月×1.1=7,326円

ご負担いただく金額は、10円未満を切り捨てた7,320円となります。

下水道使用料の納付について

【納付方法】

①水道水を使用している場合

水道料金と一緒に、2か月ごとに口座振替または送付する納付書で納めてください。

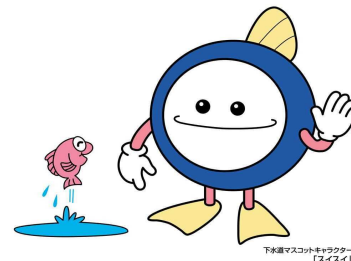
②水道水以外（井戸水等）を使用している場合

2ヶ月ごとに口座振替または送付する納付書で納めてください。

【納付時期】お住まいの地域で異なります

・市川より西側の地域（偶数月検針）…奇数月の納付

・市川より東側の地域（奇数月検針）…偶数月の納付



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



下水道を正しく使いましょう！

下水道は何でも流せるわけではありません。下水道が詰まってしまうと、マンホールから汚水があふれだしたり、おうちのトイレや排水口等に汚水が逆流する恐れがあります。水に溶けない物はささいな物でも詰まってしまうので流さないでください。

【下水道に流せないもの】

- ・布類（雑巾・タオル・下着等）
- ・紙類（ティッシュペーパー・紙おむつ等）
- ・残飯（調理くず・食べ残し）
- ・油類（天ぷら油・エンジンオイル等）